

『百舌鳥・古市古墳群』世界遺産登録5周年記念イベント」 企画運営業務委託に係る企画提案公募要領

百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議(以下、「活用会議」という。)では、大阪初の世界遺産である「百舌鳥・古市古墳群」について、その高い価値や魅力の発信を進めています。

令和6年7月に世界遺産登録5周年を迎えるにあたり、記念イベントを実施することで、「百舌鳥・古市古墳群」の人類共通の財産として守り、後世へ継承するとともに、歴史と文化を活かしたまちづくりを推進するという世界遺産登録の意義を伝え、価値理解の促進を図ります。

実施にあたっては、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

本事業は「令和6年度大阪府一般会計予算」の成立を前提に事業化される停止条件付き事業です。予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり、効力は発生しませんので、あらかじめご了承ください。

1 事業名

『百舌鳥・古市古墳群』世界遺産登録5周年記念イベント」企画運営業務委託

(1) 事業(又は業務)の趣旨・目的・概要

別紙「仕様書」のとおり

(2) 委託上限額

4,500,000円(消費税及び地方消費税を含む)

2 スケジュール

令和6年3月7日(木) 公募開始

令和6年3月14日(木) 質問受付締切 ※午後3時まで

令和6年4月1日(月) 提案書類提出締切 ※午後3時必着

令和6年4月上旬 選定委員会(プレゼンテーション審査)

令和6年4月中旬 契約締結

令和6年7月31日(水) 事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準

禁治産者

- ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ 民法第 17 条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第 32 条第1項各号に掲げる者
 - ク 地方自治法施行令第 167 条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 33 条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 41 条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。)第3条第1項に規定する入札参加除外者(以下「入札参加除外者」という。)
 - イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者(以下「誓約書違反者」という。)
 - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約(府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成 14 年法律第 101 号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 応募書類及び提出部数

○「正本」(応募書類と添付書類) 1 部

※表紙及び背表紙には「提案事業タイトル」と「提案団体名」を記入してください。

※A4サイズのフラットファイル(紙製・A4 縦<A4-S 型>)に綴って提出してください。

○「副本」(応募書類のみ) 7部

※個人名及び企業名、社章など応募者が特定できる内容を記入しないでください。(表紙及び背表紙含む)

○電子媒体(CD-R 等) 1部

【応募書類】

ア 企画提案応募申込書(別紙様式1:正本1部、副本7部)

イ 企画提案書(別紙様式2:正本1部、副本7部)

※企画提案書を補足する資料については、様式自由

ウ 応募金額提案書(別紙様式3:正本1部、副本7部)

※共同企業体(この事業を目的として構成された共同企業体)での応募の場合は、上記ア～ウに加え、次の①～④の書類も併せて提出:各正本1部

① 共同企業体届出書(別紙様式4)

② 共同企業体協定書(別紙様式5)

③ 委任状(別紙様式6)※構成員が支店等の場合のみ

④ 使用印鑑届(別紙様式7-1)※代表構成員が代表取締役の場合

使用印鑑届(別紙様式7-2)※代表構成員が受任者の場合

エ 誓約書(参加資格関係)(別紙様式8)正本 1 部

誓約書(暴力団体関係)(別紙様式9)正本 1 部

オ 事業実績申告書(様式 10:正本1部、副本7部)

※令和元年4月1日から公示日までの間に履行したイベント企画・運営業務(分野は不問)の実績

※過去(令和元年4月1日以降)に実施した同種又は類似の業務実績がある場合は、その詳細が分かる資料を別途提出してください。(様式自由:正本 1 部、副本 7 部)

カ 事業実施体制の組織票(様式自由:正本1部、副本7部、各構成員の役割分担等が明示されているもの)

【添付書類】

正本1部:共同企業体(この事業を目的として構成された共同企業体)で企画提案する場合は、すべての構成員について提出してください。

キ 定款又は寄付行為の写し(1部)(原本証明してください。)

ク ① 法人登記簿謄本(1部)

・法人の場合に提出してください。

- ・発行日から3カ月以内のもの
- ② 本籍地の市区町村が発行する身分証明書(1部)
 - ・個人の場合に提出してください。
 - ・発行日から3カ月以内のもの
 - ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明(1部)
 - ・個人の場合に提出してください。
 - ・発行日から3カ月以内のもの
 - ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ケ 納税証明書(各1部)(未納がないことの証明:発行日から3カ月以内のもの)
 - ① 大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書
 - ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
 - ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- コ 財務諸表の写し(1部:最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分)
 - ① 貸借対照表
 - ② 損益計算書
 - ③ 株主資本等変動計算書
- サ 障害者雇用状況報告書の写し(1部)
 - a 常用雇用労働者数が43.5人以上の事業主の場合
 - ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主(常時雇用労働者数が43.5人以上)に義務化されている「障害者雇用状況報告書(国様式第6号)」の写し
 - ・令和5年6月1日現在の状況について記載したもので本店所在地管轄の公共職業安定所長に提出済で受付印のあるもの。(インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。)
 - b 常時雇用労働者総数が43.5人未満の事業所の場合
 - ・「障がい者の雇用状況について」(様式11)1部
- (2) 提案にかかる応募書類及び添付書類の返却

提案にかかる応募書類及び添付書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。
 なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。
- (3) 提案にかかる応募書類及び添付書類の不備

提案にかかる応募書類及び添付書類に不備があった場合、審査の対象とならないことがあります。
- (4) その他
 - ・応募は1者1提案とします。(共同企業体として参加する場合を含む)
 - ・応募書類及び添付書類はモノクロ(白黒)、カラーどちらでも可。
 - ・応募に要する経費はすべて応募者の負担とします。
 - ・提出時には一切の質問に応じません。
 - ・提出後の資料追加、差し替え及び補正は一切認められません。

(活用会議が補正等を求める場合を除きます。)

・応募書類及び添付書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

(5) 提出方法

郵送(配達までの送達過程が確認できる簡易書留等)・宅配便等により提出してください。窓口での提出はできません。

(6) 提出期限

令和6年4月1日(月) 午後3時まで《必着》

(7) 提出先

百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議事務局 担当 植木、石田

(大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課魅力推進・ミュージアムグループ内)

住 所 〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 37 階

電 話 06-6210-9742

5 説明会

本業務にかかる説明会は実施しません。不明な点がある場合は、「6 質問の受付」の項に従い、質問を行ってください。

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和6年3月14日(木) 午後3時まで

(2) 提出方法

「質問票」より電子メール(アドレス:info@mozufuruichi.jp)にて受け付けます。なお、件名には「【質問:『百舌鳥・古市古墳群』世界遺産登録5周年記念イベント(法人名)】」と明記してください。

ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時の間を除く。)

イ 質問への回答は、活用会議ページに掲載し、個別には回答しません。

(<http://www.mozu-furuichi.jp/jp/news/>)

ウ 「質問票」様式は、活用会議ホームページからダウンロードできます。

(<http://www.mozu-furuichi.jp/jp/news/>)

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者(及び次点者)を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 応募者多数の場合、書類審査にて上位4者程度を選定し、書類審査を通過した提案について、プレゼンテーション審査を行います。プレゼンテーション審査の日時および詳細については、対象者にメールにて正式に通知します。プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できま

せんでござ承ください。

ウ「最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100 点満点中 60 点以下の場合は採択しません。」
(応募者が1者の場合であっても審査を実施します。ただし、応募者がいない場合は、本件の募集を中止します。)なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
企画立案	<ul style="list-style-type: none">・事業目的・内容を理解し、イベントを通じて「百舌鳥・古市古墳群」が大阪初の世界遺産であることや、現地を訪れてみたい、もっと知りたいと思えるような内容となっているか・ステージイベントは、来場者に楽しんでもらえる魅力ある企画・構成（集客・話題性・キャスティング等）となっているか・イベント全体が幅広い世代の方に参加いただける構成となっているか・会場内の各催し（ステージイベント・名産品ショップ・パネル展示）が相乗効果を高めるものとなっているか・提案内容や手法等の実現性・具体性があるか・事業実施に必要な実行力（実績やノウハウ等）があるか	45点
戦略的な広報	<ul style="list-style-type: none">・イベントの内容をふまえ、かつ幅広い世代の方に訴求する効果的・効率的な広報戦略はあるか・イベントへの興味を引くよう工夫されているか	25点
実施体制	<ul style="list-style-type: none">・安全管理や連絡体制、参加者への対応などが適切であるか・企画提案の進行計画が現実的であり、確実かつ円滑に遂行できる運営体制が確保されているか・安定的な運営が可能となる財政的基盤かどうか	15点
障がい者雇用	<ul style="list-style-type: none">・常用労働者 43.5 人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者 43.5 人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているかどうか。	5点
価格点	<ul style="list-style-type: none">・価格点の算定式 満点（10点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	10点
合 計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を活用会議ホームページ

(<http://www.mozu-furuichi.jp/jp/news/>)において公表します。応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点 *品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 *申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 *得点順 内容は①に同じ

- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 *講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他(最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由)

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と活用会議との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書(様式 9)を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、活用会議は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 大阪府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の5以上の額の契約保証金を納付していただきます。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格)の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和 29 年法律第 195 号)第3条に規定する金融機関(銀行を除く。)をいう。以下この項において同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値

は小切手金額による。

エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約(保険金額は、契約金額の100分の5以上)を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則(昭和55年大阪府規則第48号)第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出(国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模(当該契約金額の7割以上)の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき)。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。